

- 取引や証明用にお求めの際は、必ず「検定品」をご購入ください。
- 法令により、ご注文の際は使用地域名(都道府県名)をご指定ください。

**特定計量器**

取引もしくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいいます。

※取引…有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

※証明…公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

**検定**

取引もしくは証明に使用する計量器は、国または都道府県知事が行う検定に合格したものでなければなりません。  
このため、計量法で定める条件に合うかどうか1個ごとに検定を行い、合格した計量器には「検定証印」が付されます。  
(質量計には、「検定証印」とともに検定を受けた年月が表示されます。)

**指定製造事業者**

Yamato本工場は、兵庫県商工振興課及び指定検定機関(JQA)の厳しい審査の結果、その優れた品質管理能力が認められ、経済産業大臣より日本で第一号の「指定製造事業者」に指定されました。  
指定製造事業者に指定されますと、そこで製造する特定計量器について、特定計量器検定検査規則の基準等に基づく自主検査を行い、「基準適合証印」を付すことができ、これら自主検査された計量器は、公的機関の検査を受け検定に合格したものと同等の扱いが受けられます。

**定期検査**

検定合格済みの計量器を使用する者は、都道府県知事、特定指定市町村長、経済産業省の指定定期検査機関のいずれかが行う「定期検査」もしくは計量士による代検査(計量法25条)を受けなければなりません。  
定期検査は、検定合格済みの計量器が、取引・証明用としてこれ以後も続けて使用できるかどうかを判断するために、2年に1度行います。

**対象機種**

DP5600シリーズ	DP5600Dシリーズ	DP-6700Ex
PL-MLC9(指示計EDI-560シリーズ)	DP7800シリーズ	DP7700PW-F/FS
PL-MLC10(指示計EDI-561/562)	DP6800シリーズ	

地域名	都道府県	重力加速度の範囲(m/s <sup>2</sup> )
道北・道東地方(十勝地方を除く)	① 道北地方(宗谷・上川・留萌)、道東地方(網走・根室・釧路)	9.804~9.807
道央・道南・十勝地方	② 道央(石狩・後志・空知)、道南(檜山・胆振・日高・渡島)、十勝地方	9.803~9.806
東北地方	③ 青森県、岩手県	9.801~9.804
	④ 宮城県、秋田県	9.800~9.803
	⑤ 山形県、宮城県	9.799~9.802
	⑥ 福島県	9.798~9.801
関東甲信越地方	⑦ 新潟県、茨城県	9.798~9.801
	⑧ 栃木県	9.797~9.800
	⑨ 千葉県、神奈川県、山梨県、群馬県、埼玉県、東京都(八丈支庁・小笠原支庁を除く)	9.796~9.799
	⑩ 長野県	9.795~9.798
	⑪ 東京都(八丈支庁・小笠原支庁に限る)	9.794~9.796
北陸地方	⑫ 福井県、富山県、石川県	9.797~9.800
東海・近畿・中国地方	⑬ 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県	9.796~9.799
四国地方	⑭ 香川県、愛媛県、徳島県、高知県	9.795~9.797
九州地方	⑮ 長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県(薩摩・大隅地方に限る)	9.794~9.797
	⑯ 鹿児島県(薩摩・大隅地方を除く)	9.791~9.794
沖縄地方	⑰ 沖縄県	9.789~9.792

**対象機種**

PL-MLC10(指示計EDI-630)	DP-7500PW	DP-7900PWN	UDS-300K/300D	Fix-100W
DP-6601K	DP-7500PW-S	DP-7900PWN-S	UDS-600WPK	J-100W/100WD
DP-6701K	DP-7500PW-T	DP-7300PW	UDS-700WPK	R-100E-W
DP-6701M	DP-7500PW-TS	DF870K/N	UDS-211W-2	
DP-6701LK	DP-7900PW		UDS-211W-4	
DP-6900K	DP-7900PW-S		UDS-211Be-K	

地域名	都道府県	重力加速度の範囲(m/s <sup>2</sup> )
北海道地方	① 北海道	9.803~9.807
東北地方(北部)	② 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県	9.799~9.804
福島・新潟・北関東地方	③ 福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県	9.796~9.801
関東甲信地方(茨城・栃木県を除く)	④ 東京都(八丈支庁・小笠原支庁を除く)、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県	9.795~9.799
東海・北陸・近畿・中国・四国地方	⑤ 福井県、富山県、石川県 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県 大阪府、和歌山県、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県 山口県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県 香川県、愛媛県、徳島県、高知県	9.795~9.800
九州地方(鹿児島県一部を除く)	⑥ 東京都(八丈支庁・小笠原支庁に限る)、長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県(薩摩・大隅地方に限る)	9.794~9.797
沖縄地方(鹿児島県一部)	⑦ 鹿児島県(薩摩・大隅地方を除く)、沖縄県	9.789~9.794